# 税金の滞納をなくします 成平にするために



市税は、教育や福祉、道路・橋の整備など、私たちの生活に直結した さまざまな事業を進めるために使われています。

市では、健全な行政運営を目指して、大切な財源である市税を確保するとともに、滞納者と納期限内にきちんと納めている人の税負担を公平にするため、市税滞納額の縮減に努めています。

## 市税の滞納額の現状

市に納める市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税や軽自動車税などがあります。

29年度に市に納められた税金は約283億4,000 万円で、徴収率は98.89%でした。残りの1.11% 約3億1,700万円が、納期限までに納められな かった滞納額です。

市では、滞納処分を強化することで、滞納額 を減らすよう努力しています。

滞納処分とは、納めていない市税を強制的に 徴収するために、法律に基づいて、その人の財 産を差し押さえることで、公売などで金銭に換 え(換価)、納めていない市税に充てる一連の手 続きのことです。

### 差し押さえの前に通知はしません

借金やローンなどの個人的な理由で滞納をすることは許されません。国税徴収法や地方税法で、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないことになっています。財産を隠される可能性があるので、財産を発見次第、原則事前通知なしで差し押さえを行います。

24年度に、債権管理課を設置し、未納市税の 徴収を強化したところ、差押件数は年々増加し、 6年間で3倍になりました。

## 納期限までに収めないと 延滞金がかかります

納期限までに納めないと、翌日から納め終わった日までの日割りで計算した延滞金が発生し

#### ■差押件数の推移



ます。利率は、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.6%、それ以後は年8.9%です。うっかり納め忘れてしまった場合でも、延滞金がかかるので、納期限に納めてください。災害や病気、事業損失などで納付が難しいときや、猶予に係る市税の額が100万円以下、または3か月以内の猶予の場合は担保不要で徴収猶予(分割納付による猶予)が受けられます。

また、ほかに滞納している税金がない人が、 市税をまとめて納めることで、事業の継続や生 活の維持が難しい場合などにも、換価の猶予を 受けられることがあります。

該当するときには、納付期限から6か月以内



に申請をすることにより、1年 以内の期間に限り、猶予を受け られる場合があります。いずれ も、納税課へ相談してください。

## 市税の納付は安全で確実な 口座振替が便利です

口座振替は、納期ごとに指定した金融機関の 口座から、自動的に振替納付をすることができ ます。「うっかり納付忘れ」を防止し、安全・ 確実で、金融機関などに行く手間も省けて便利 です。以下の3種類の申し込み方法があります。

- ■申込用紙(口座振替依頼書) 納税課窓口・支所・連絡所や市内の金融機関窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、預貯金通帳、口座届出印、納税通知書を持って、申し込みをしてください。
- ■Web口座振替受付サービス インターネットを使って、自宅のパソコンから申し込むことができます。口座振替を希望する金融機関名・支店名・口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードなど)と納税通知書を用意して、手続きしてください。
- ■ペイジーロ座振替受付サービス 専用端末に 金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号 を入れるだけで口座振替の申し込みをすること ができます。納税課窓口・支所で、口座振替を 行う金融機関のキャッシュカードと運転免許証

4

や健康保険証などの、本人が確認できるものを 持って、申し込みをしてください。

## 納税相談をご利用ください

市税は納期限内に納めることが原則ですが、病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に納期限内に納める



ことが難しい場合もあります。市では、市税を 納期限までに納められない人に、事情に応じた 納付計画などの相談をお受けしています。相談 は、電話と納税課窓口で行っています。

また、平日来庁できない人のために、原則毎 月最終日曜日の午前9時~午後4時に、休日納 税相談を行っています。開催日時は、広報やち よの毎月1日号でお知らせしています。

## 差し押さえはあらゆる 財産が対象です

差し押さえられた財産は、公売などで金銭 に換え(換価)、納めていない市税に充てら れます。給与、預金、不動産、自動車などあ らゆる財産が対象となります。

督促後も納付がない場合に、こうした処分を受けることになります。納めるのが難しい場合は放っておかず、できるだけ早く相談し、きちんと納めてください。



■自動車差し押さえは、タイヤーののでします

お問い合わせは 納税課 画483-1151(代表)へ

広告

[30.10.15]